

日本感染症教育研究会 IDATEN 会則

初版	2005年1月1日
第2版	2008年6月5日
第3版	2009年7月1日
第4版	2010年3月6日

第1章 総則

第1条 本研究会を「**日本感染症教育研究会**」と称する。

略称を **IDATEN** (いだてん) とする。

***Infectious Diseases Association for Teaching and Education in Nippon** の略である

第2条 本研究会の事務局を順天堂大学大学院・感染制御科学におく。

第2章 目的および事業

第1条 本研究会は、日本の感染症科の発展に寄与することを理念とする。

本研究会の目的は以下である。

- (1) 日本の感染症の診療水準の向上を推進すること
- (2) 感染症の実地診療が行える医師の育成・支援をすること
- (3) メーリングリストなどによる情報交換と学術集会等を通して臨床感染症分野の充実、拡大に貢献すること
- (4) メーリングリストなどによる情報交換と学術集会等を通して感染症コントロールに不可欠である疫学・公衆衛生学的視点を培う
- (5) 予防医学（旅行医学、ワクチン等）に対しての啓発活動
- (6) 日本で医療法上感染症科の標榜ができるよう推進すること

第2条 本研究会は前条を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 年1回の総会と特別講演
- (2) 年2回の学生、研修医、臨床医を対象とする感染症セミナー
- (3) 年3-4回の IDATEN インタラクティブ・ケースカンファレンス
- (4) 後期研修フェローシップの充実
- (5) メーリングリストの運営
- (6) その他の事業

第3章 運営

- 第1条 (1) 本研究会に、世話人会および事務局を置き、総会は年1回とする
- (2) 本研究会は、世話人会の合議により運営され、総会に報告し、承認を受ける
- (3) 世話人会は原則として、総会当日に開催され、本研究の運営およびセミナー等の会合の開催内容(日時、場所、テーマ、講演内容など)を協議し決定する。
- (4) 本研究会セミナーその他の会合の開催は、担当世話人を設置し、担当世話人が中心となり運営する
- (5) 世話人の選出および変更は世話人会で決定する。
- (6) 本研究会は、会員および賛助会員(団体および個人)の会費および寄付等によって運営する。

第4章 会員

- 第1条 本研究会の会員は正会員および賛助会員とする。
- (1) 正会員は本研究会の目的に添った医師、医学生、看護師、検査技師その他をもって構成される。
- (2) 賛助会員は本研究会の趣旨に賛同し、かつ事業を援助する団体または個人とし、セミナー・総会内容の報告を入手できる。
- (3) 正会員の入会・退会においては、規約をおかず自由とする。

第5章 役員

- 第1条 本研究会には役員をおく。
- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 原則として代表世話人を含まず10名
ただし、必要に応じ、増減は認める
- (3) 監事 1名
- (4) 会計監査 1名

第6章 世話人

- 第1条 世話人会は過半数以上の出席によって成立し(委任状を含む)、出席者の過半数の賛否を持って議決する。
- (1) 代表世話人は任期を2年とする。ただし再選は連続1回までとするが、2年間以上代表世話人の任を離れていれば、過去の選考回数と

は無関係に再選を可能とする。

- (2) 世話人は任期を2年とする。再選は可能とする。

第2条 世話人会は次の任務を行う。

- (1) 世話人の選出および辞任の承認
- (2) 世話人会は年1回以上開催する
- (3) 年会費の決定および予算、決算の承認をする
- (4) 総会・学術集会その他、会の運営に関すること
- (5) 世話人会の人事は、世話人会にて過半数の賛成を持って承認とする。

第7章 顧問

第1条 本研究会は、若干名の顧問を設置することができる。

本研究会の顧問は、次の資格を具える者であること。

- (1) 感染症の領域において卓抜な見識、業績をもつ者。
- (2) 本会の発展に多大な貢献をした人。

顧問の推薦にあたっては、代表世話人会で世話人が推薦する。

代表世話人会は、推薦顧問に適格か否かを決定する。

第8章 会費

第1条 本研究会の会費は、各種学術活動・集会の時などに徴収する。

第9章 会計および会計年度

第1条 会計担当（1名）を事務局におき、収支を事務局が管理し、世話人会の承認を要する。

第2条 本研究会の会計年度は1月1日より12月31日とし、毎年3月の総会において報告する。

第3条 会計監査担当（1名）を事務局以外におき、会計監査を実施する。

第4条 会費は世話人会の議を経て総会の承認を求める

銀行口座名

みずほ銀行 本郷支店（店番075） 普通 2746001

日本感染症教育研究会事務局 上原由紀

（ニホンカンセンシヨウキョウイクケンキュウカイ ジムキョク ウエハラユキ）

第10章 規約の変更

第1条 本規約の変更は世話人会の承認を必要とする。

添付

■ 日本感染症教育研究会 IDATEN 世話人リスト：2010年3月現在
世話人の任期2年間： 2009年1月1日より2010年12月31日まで
※ただし代表世話人のみ、任期は2010年1月1日より2011年12月31日まで

代表世話人 亀田総合病院 総合診療・感染症科 細川直登

世話人：

国保旭中央病院 感染症内科 岩渕千太郎

洛和会音羽病院 ICU/CCU 大野博司

静岡県立静岡がんセンター 感染症科 大曲貴夫

洛和会音羽病院 感染症科／総合診療科 神谷 亨

国立成育医療センター 第一専門診療部感染症科 齋藤昭彦

武蔵野赤十字病院 感染症科 本郷偉元

自治医科大学附属病院 感染制御部 森澤雄司

自治医科大学附属病院 臨床感染症センター感染症科 矢野晴美

(以上50音順)

事務局 順天堂大学大学院 感染制御科学 堀 賢

(世話人兼務) 渉外総務担当

事務局 順天堂大学大学院 感染制御科学／総合診療科 上原由紀

(世話人兼務) 渉外総務担当

事務局 亀田総合病院 総合診療・感染症科 細川直登

(代表世話人兼務) 名簿・メーリングリスト担当

事務局 東京医科大学病院 感染制御部 松永直久

(世話人兼務) ウェブサイト担当

KANSEN JOURNAL 編集長 奈良県立医科大学 感染症センター 笠原 敬

(世話人兼務)

会計監査 河合公認会計士・税理士事務所 河合明弘

アドバイザー

サクラ精機 青木 眞

神戸大学病院 感染症内科 岩田健太郎

順天堂大学医学部大学院 感染制御科学 菊池 賢

Sanofi Pasteur 都築大祐

University of Queensland Centre for Clinical Research 林 淑朗

聖路加国際病院 内科感染症科 古川恵一

公立大学法人 横浜市立大学附属病院 感染制御部 満田年宏

事務局

順天堂大学医学部大学院 感染制御科学

日本感染症教育研究会 IDATEN 顧問

東京大学 名誉教授 木村 哲

東北大学 教授 賀来満夫